
松阪地域定住自立圏の 形成に関する協定書

松阪市・明和町

松阪地域定住自立圏の形成に関する協定書

松阪市（以下「甲」という。）と明和町（以下「乙」という。）は、松阪地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づき中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携及び協力を図りながら、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の活力を高め、圏域に住む住民全てが幸せを実感できる地域にしていくため、定住自立圏を形成することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、別表第1から別表第3までに掲げる分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合うものとする。

（事務執行に係る連携、協力及び費用分担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、連携及び協力を図り事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する事務の執行について必要な費用が生じる場合は、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決を証明する書類の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が、協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 27 年 3 月 27 日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1

松 阪 市

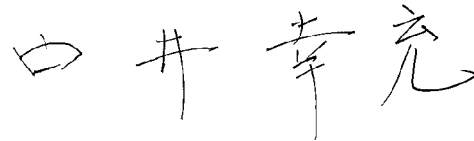
松 阪 市 長

Handwritten signature in cursive Japanese characters, reading "山 中 光 充" (Yamanaka Mitsuru).

乙 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

明 和 町

明 和 町 長

Handwritten signature in cursive Japanese characters, reading "白 井 幸 充" (Aoi Naoki).

別表第1（第2条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 一次救急医療体制の維持・拡大充実

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 救急時に、地域住民が適切かつ迅速に救急医療を受けることができる体制づくりに取り組む。 ② 一次救急の拠点である松阪市休日夜間応急診療所の持つ役割を考慮し、必要に応じて医療施設の整備並びに医療機器の導入及び更新を行い、診療の充実に取り組む。 ③ 公益社団法人松阪地区医師会をはじめとした関係機関との連携及び協力関係を保ち、将来にわたり質の高い救急医療サービスの提供に取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 松阪市休日夜間応急診療所も含めて一次救急医療体制の拡大充実につながる取組を行う。 ② 松阪市休日夜間応急診療所等における一次救急医療業務の管理運営に係る費用について負担する。 ③ 公益社団法人松阪地区医師会をはじめとした関係機関との連携及び協力関係を保つ。 ④ 限られた医療資源を効率的に活用していくため、広く地域住民の理解及び協力を得るための周知啓発に努める。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 松阪市休日夜間応急診療所も含めて一次救急医療体制の拡大充実につながる取組を行う。 ② 松阪市休日夜間応急診療所等における一次救急医療業務の管理運営に係る費用について負担する。 ③ 限られた医療資源を効率的に活用していくため、広く地域住民の理解及び協力を得るための周知啓発に努める。 |

(2) 二次救急医療体制の維持

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 松阪市内の3総合病院、公益社団法人松阪地区医師会等との連携を強化し、二次救急医療体制の維持に取り組む。 ② 二次救急医療体制の維持及び二次救急医療の適正利用を図るため、広報活動の強化を進め、普及啓発に取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輪番制による二次救急医療体制の維持につながる取組を行う。 ② 松阪市内の3総合病院における二次救急医療体制運営事業の実施に対する支援を行う。 ③ 松阪市内の3総合病院、公益社団法人松阪地区医師会等との連携を強化する。 ④ 二次救急医療体制の維持及び二次救急医療の適正利用を図るため、広報活動の強化を進め、圏域市町と共同して普及啓発に取り組む。 |

| | |
|------|--|
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輪番制による二次救急医療体制の維持につながる取組を行う。 ② 松阪市内の3総合病院における二次救急医療体制運営事業の実施に対する費用について負担する。 ③ 二次救急医療体制の維持及び二次救急医療の適正利用を図るため、広報活動の強化を進め、圏域市町と共同して普及啓発に取り組む。 |
|------|--|

(3) 保健衛生業務の連携強化

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域市町間の連携の強化を図り、保健衛生業務の情報交換、連絡調整等を行う。 ② 圏域内で行う事業の中で、事務内容等の統一化が必要なものについて関係機関と連絡調整を行う。 ③ 保健衛生業務に従事する職員の資質向上のための研修会を開催する。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 保健衛生業務の円滑な実施に向け、乙、関係機関及び関係団体と調整を図る。 ② 乙及び関係団体と連携し、保健衛生業務の円滑な推進を図る。 ③ 研修会の実施や研修会への積極的な参加を行うことで、保健衛生業務に従事する職員の交流や資質向上につなげる。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 保健衛生業務の円滑な実施に向け、甲、関係機関及び関係団体と調整を図る。 ② 甲及び関係団体と連携し、保健衛生業務の円滑な推進を図る。 ③ 研修会の実施や研修会への積極的な参加を行うことで、保健衛生業務に従事する職員の交流や資質向上につなげる。 |

(4) 介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 介護保険法に定める要支援・要介護認定の審査及び判定業務を効率的に行う。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 松阪市介護認定審査会を設置、運営する。 ② 松阪市介護認定審査会に関する事務を行う。 ③ 松阪市介護認定審査会に要する経費を負担割合に応じ負担する。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 松阪市介護認定審査会の運営への協力を行う。 ② 松阪市介護認定審査会に関する事務への協力を行う。 ③ 松阪市介護認定審査会に要する経費を負担割合に応じ負担する。 |

2 福祉

(1) 病児・病後児保育広域対応事業の維持

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 甲が実施する病児・病後児保育事業について、圏域住民が利用できるように事業の維持に取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 病児・病後児保育の利用に関する事務を行う。 ② 実施機関との委託契約及び支払に関する事務を行う。 |

| | |
|------|---|
| 乙の役割 | ① 病児・病後児保育の利用に関する事務を行う。 ② 病児・病後児保育の実施に要する経費を負担割合に応じ負担する。 |
|------|---|

(2) 「徘徊SOSネットワークまつさか」の広域化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 徘徊高齢者の行方不明時等における緊急のメール配信（メールシステム）を圏域市町で共有実施し、広域的なネットワークを構築する。 |
| 甲の役割 | ① 市民又は警察からの依頼による徘徊時の緊急メール配信を行う。 ② 徘徊する恐れのある市内高齢者の事前受付及び登録を行う。 ③ 登録等の推進のため市民周知に努める。 ④ 事業にかかるシステム管理等の事務を行う。 |
| 乙の役割 | ① 町民又は警察からの依頼による徘徊時の緊急メール配信を行う。 ② 徘徊する恐れのある町内高齢者の事前受付及び登録を行う。 ③ 登録等の推進のため町民周知に努める。 |

3 教育

(1) 差別のない地域社会づくりの推進

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | ① 様々な人権課題に対して正しい知識を身につけ、課題を解決する力を養うため、圏域市町が連携した研修会等を開催し、人権意識の高揚を図る。 ② 圏域市町のネットワークを活用して、人権教育に関する共有化を図る。 |
| 甲の役割 | ① 研修会等を開催し、乙が参加する機会を提供する。 ② 乙が開催する研修会等に参加する。 ③ 圏域職員の交流及び能力の向上を図る。 |
| 乙の役割 | ① 研修会等を開催し、甲が参加する機会を提供する。 ② 甲が開催する研修会等に参加する。 ③ 圏域職員の交流及び能力の向上を図る。 |

4 産業振興

(1) 企業誘致及び企業間連携の推進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | ① 圏域内の企業経営者等を対象とした交流会、研修会等を開催し、人材育成及び企業間のビジネスマッチングにつなげる。 ② 首都圏、関西圏及び中京圏の企業経営者を対象にした交流事業等を開催し、圏域への企業誘致に取り組む。 |
| 甲の役割 | ① 各事業の企画及び立案を行い、圏域市町の意見調整を図る。 ② 各事業への参加募集及びフォローアップを行う。 |
| 乙の役割 | ① 各事業の企画及び立案を行い、圏域市町と意見調整を図る。 ② 各事業への参加募集及びフォローアップを行う。 |

(2) 広域連携による就労支援、雇用促進

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 労働力の確保に必要な広報活動及び情報収集を図る。 ② 労働力の定着のため、若年者及び障がい者雇用につながる事業を推進する。 ③ 地元就職支援のための啓発活動を推進する。 ④ 地域で必要とされる人材の育成に向けて、企業関係者及び学校関係者との連携を図る。 |
| 甲の役割 | 雇用対策に関する圏域の枠組みの中で、乙、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な情報収集と提供するための中心的役割を担うとともに、雇用創出につながる活動を展開する。 |
| 乙の役割 | 甲、関係機関及び関係団体との連携を強化し、雇用創出につながる活動を展開する。 |

(3) 地域資源を活用した地場産品の振興

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域内の主要施設等で、相互の農産物加工品等の販売及びPRを行う。 ② 圏域市町のスケールメリットを活用し、圏域内外での販促PRイベントを実施する。 ③ 圏域内の地域資源をマッチングさせ、新たな付加価値の創造を行う。 ④ 関係団体との交流や圏域内での情報共有等について、圏域全体で取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域市町が連携し、地域資源を活かした地場産品の振興を図る。 ② 圏域市町が連携し、地場産品の販売及びPRを行う。 ③ 乙及び関係機関の連携及び協力体制の構築を行う。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域市町が連携し、地域資源を活かした地場産品の振興を図る。 ② 圏域市町が連携し、地場産品の販売及びPRを行う。 ③ 甲及び関係機関の連携及び協力体制の構築を行う。 |

5 環境

(1) 不法投棄防止対策の推進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域市町で実施している不法投棄防止監視パトロール業務の連携を図る。 ② 圏域住民への不法投棄防止啓発活動に取り組む。 ③ 情報を共有するとともに、三重県及び圏域市町が連携し不法投棄事案に対応する。 ④ 圏域市町の境界付近の不法投棄に関する情報交換を行う。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 不法投棄防止監視パトロール業務を乙及び関係団体と連携して行う。 ② 三重県及び乙と不法投棄に関する情報の共有を図り、効率的な対策を講じる。 ③ 広報誌等により啓発活動を行う。 |

| | |
|------|--|
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 不法投棄防止監視パトロール業務を甲及び関係団体と連携して行う。 ② 三重県、甲及び関係団体と不法投棄に関する情報の共有を図り、効率的な対策を講じる。 ③ 広報誌等により啓発活動を行う。 |
|------|--|

6 防災

(1) 相互応援体制・広域避難体制の整備

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 相互応援体制の整備として、災害備蓄品などの情報共有を図る。 ② 圏域における広域避難体制の整備に取り組む。 ③ 圏域市町間での正確かつ迅速な情報共有及び提供の体制整備に取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する情報収集、情報提供及び取りまとめを行う。 ② 応援体制の調整を行う。 ③ 実効性のある体制作りのため、図上訓練などを実施し検証を行う。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する情報収集及び情報提供を行う。 ② 応援体制の調整を実施するための人材及び物資等の情報を提供する。 ③ 実効性のある体制作りのため、図上訓練などを実施し検証を行う。 |

別表第2 (第2条関係) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 交通インフラの整備

(1) 圏域で連携した道路網の整備促進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の国道及び県道の整備促進につながる取組並びに広域的な視点で幹線道路及び地域生活に密着した道路の整備を行う。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国道及び県道の整備促進につながる取組並びにその取組の調整を行う。 ② 幹線道路へのアクセスを図るための広域的な視点で乙及び関係団体と連携し、地域生活に密着した道路の整備を行う。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国道及び県道の整備促進につながる取組を、甲及び関係団体と連携して行う。 ② 幹線道路へのアクセスを図るための広域的な視点で甲及び関係団体と連携し、地域生活に密着した道路の整備を行う。 |

2 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 地域づくり団体のネットワーク化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域市町の地域づくりに取り組む団体でネットワークを構築し、「圏域内の地域を元気に」をスローガンに、互いに交流を図り、情報共有及び情報の発信を行う。 |
| 甲の役割 | ① 交流会、研修会等を開催し、乙が参加する機会を提供する。 ② 乙が開催する交流会、研修会等に参加する。 ③ 地域づくり団体の活動情報の発信を行う。 |
| 乙の役割 | ① 交流会、研修会等を開催し、甲が参加する機会を提供する。 ② 甲が開催する交流会、研修会等に参加する。 ③ 地域づくり団体の活動情報の発信を行う。 |

(2) 観光戦略の広域化

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の観光協会、経済団体、自治体等からなる観光ネットワークを構築し、「自然」、「歴史・文化」、「食」等の多彩な観光情報の集約及び情報発信を行うとともに、連携による新たな観光商品の造成に努め、圏域内の観光交流人口の増加を促進する。 |
| 甲の役割 | ① 圏域内の観光情報の収集、共有及び発信を行う。 ② 観光資源の発掘及び育成を行う。 ③ 三重県観光連盟、乙及び関係団体との調整を行う。 ④ 観光客のニーズを把握し、観光施設及び観光客等の受け入れ体制の整備を行う。 ⑤ 圏域内の各種イベントへ参加し、観光及び物産のPRを行う。 |
| 乙の役割 | ① 圏域内の観光情報の収集、共有及び発信を行う。 ② 観光資源の発掘及び育成を行う。 ③ 甲及び関係団体との調整を行う。 ④ 観光客のニーズを把握し、観光施設及び観光客等の受け入れ体制の整備を行う。 ⑤ 圏域内の各種イベントへ参加し、観光及び物産のPRを行う。 |

3 地域情報の発信

(1) 行政情報番組の放送及び共同制作

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | ① 圏域市町が、独自に制作した暮らし・観光・歴史など、様々な分野における番組を各行政チャンネルで放送する。 ② 圏域市町が、共有するテーマに基づいて番組を共同制作し放送する。 |
| 甲の役割 | ① 圏域市町が、独自に制作した番組を積極的に圏域内で放送する。 ② 圏域住民にとって有益な情報番組を共同で制作し放送する。 ③ 圏域市町の番組放送について、情報交換を行い、放送に向けての調整を行う。 |

| | |
|------|---|
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 圏域市町が、独自に制作した番組を積極的に圏域内で放送する。 ② 圏域住民にとって有益な情報番組を共同で制作し放送する。 ③ 圏域市町の番組放送について、情報交換を行い、放送に向けての調整を行う。 |
|------|---|

別表第3（第2条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内市町の職員等の交流

(1) 職員合同研修事業の推進

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、圏域全体をマネジメントできる能力を持つ職員の育成及び確保に取り組む。 |
| 甲の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 職員研修を実施し、乙の職員が参加する機会を提供する。 ② 「圏域自治体職員としての意識改革及び能力開発」を目的とした研修を実施する。 ③ 乙が実施する職員研修に参加する。 |
| 乙の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ① 職員研修を実施し、甲の職員が参加する機会を提供する。 ② 甲が実施する職員研修に参加する。 |